

第十三回国会 衆議院 文部委員会 議録 第三十五号

昭和二十七年六月十七日(火曜日)

午前十一時十七分開議

出席委員

委員長 竹尾 式君

理事岡延石二門君 理事甲木 保君

理事若林 義孝君 理事小林 信一君

理事松本 七郎君

柏原 義則君 坂田 道太君

圓谷 光衛君 長野 長廣君

水谷 昇君 渡部 義通君

坂本 泰良君 浦口 鉄男君

出席政府委員

文部事務官 近藤 直人君

委員外の出席者

参考人(著作 権協議会法制 専門委員) 高野 雄一君

参考人(著作 権協議会法制 専門委員) 勝本 正晃君

参考人(著作 権協議会法制 専門委員) 布川角左衛門君

参考人(著作 権協議会法制 専門委員) 東 季彦君

参考人(著作 権協議会法制 専門委員) 石井 島君

参考人(著作 権協議会法制 専門委員) 横田重左衛門君

六月十七日

委員田淵光一君、玉置信一君、原田 雪松君及び根本龍太郎君辞任につ

き、その補欠として柏原義則君、鹿 野彦吉君、小西英雄君及び百藤新八 君が議長の名で委員に選任され

た。

本日(火曜日)の会議に付した事件

連合国及び連合国民の著作権の特例 に関する法律案(内閣提出第一四五 号)(参議院送付)

○竹尾委員長 これより会議を開きま

す。まず参考人の指名を行いたいと思

います。日本大学法学部長、文学部長、 法学博士、著作権協議会法制専門委員

会委員長東季彦君、東京大学助教授、 著作権協議会法制専門委員高野雄一

君、岩波書店第一編集部部長、著作権協 議会出版部常任委員布川角左衛門

君、弁護士勝本正晃君の四名を、まず 連合国及び連合国民の著作権の特例に

関する法律案について御意見を承るた め、参考人に指名するに御異議ござい

ませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○竹尾委員長 御異議なしと認め、参

考人に指名するに決しました。

これより連合国及び連合国民の著作 権の特例に関する法律案を議題といた

します。

ちよつと速記を中止してください。

〔速記中止〕

○竹尾委員長 それでは速記を始めて

ください。

本法律案につきまして、参考人の方

から御意見を承りたいと存じます。参

考人の方の御発言の時間は、各人約十

五分内外にお願い申し上げます。それ

では参考人高野雄一君。

○高野参考人 それでは、最初に私か

らこの法案に対する若干の意見を申し

述べさせていただきます。

実は、私は東京大学におきまして、

国際法をやっておりますので、主とし

て、その見地から申し上げたいと思

います。著作権法を専門にやってお

きまして、国際法の中で特に著作権

関係に力を入れているというわけでも

ありません。ただ、私がここにもかり

出ましたのは、占領中、著作権問題が

いろいろ生じておりました。その際私

が関係しておりました外務省あるいは

文部省、それから私がいろいろ連絡の

ありました日本出版協会、そういう方

面から意見を聞かれたりしたことがあ

りまして、それに関係しまして、私の

立場からある程度意見を申し上げたこ

とがあるわけです。それで、それ以後

のことを、私はあまり研究しておりま

せん。それから、著作権専門委員の方

に關係してありますが、著作権を専門

にやっておりますわけでもありませんで、

その方も名前ばかりで、仕事はやつて

おりません。従つて、その当時のこと

を基礎に、この法案もごく最近見

したのですけれども、この法案との関

係を、気づいたところをちよつと申し

上げてみたいと思ひます。

それは、この法案は、もちろん今度

の平和條約に基くものであるわけ

です。そうして平和條約は、国際法とし

て、旧憲法下におきまして、これは

学説上争いがありまして、正式に結ば

れた條約は、国内的にただちに効力を

有する、あるいは国内立法化する必要

がある、學説はいろいろわかれておりま

したが、實際には、国内的に効力を認め

られるという建前のものと、しかしな

がら、それをきつりさせるといふ意

味で、あらかじめ法令を準備するとい

ふことが行われて来た、大体認めて

よろしい。今度の憲法のもとにおいて

は、前の憲法以上に、正式に結ばれた

條約はただちに国内的にも効力を有す

る。但し、やはり條約を国内に施行す

るためには、その効力の点で、必ずし

も必要ではないが、国内法の建前か

ら、従来とかわらずやはり国内法令を

設けるといふのが、一般の従来慣行

に従ふ意味かと思ひます。

それから内容的な点に關しまして、

著作権専門の立場から、こまかい点も

あるかと思ひますが、私がこの法案を

お送りいただいたちよつと見ましたと

ころでは、こういうことは日本ばかり

ではなく、戦争のあとで平和條約が結

ばれるときに、いろいろ規定され、日

本との平和條約でも、それが十五條の

(c)項でございまして、それが規定され

たわけでありまして、そうして著作権特

有の問題が、戦争後の処理としてある

わけでありまして、それがこの形になつ

て現れたものと思ひます。そして平

和條約の規定する限りにおいては、そ

れはこまかい点では差があるようにも

思ひますが、大体において普通の著作

権に關する講和處理と大差はないもの

と思ひます。そうしてこの法令は、そ

れを國民一般に知らせるといふよう

な形で法令化したものと思ひます。そ

して大体その法令の解釈に従つたもの

と思ひます。

私がただ一つだけ申し上げておきた

のは、占領中著作権行政というもの

が、總司令部との關係で、日本の法令

との關係においては、相当無理とい

うか、混乱が生じたといふことは、事

実なんでありまして、それと関連して、

この著作権法において、たとえば「連

合国」あるいは「連合国民」といふ言葉

が、しばしば出て来ます。その意味で、

占領中、つまり連合国民の著作権

これは占領中、連合国民のみならず、

一般の外国人の著作権について、總司

令部の行政として行われたわけであり

ますが、それはつまり一つ國際法の見

地から問題となりますのは、著作権とい

うのは、これは日本の著作権法二十八

條にもありますが、一般に條約關係が

認められる限度において外國の著作權

を認める。もちろん外國人の著作物が

日本において著作された場合は別です

が、そうでない場合は、外國の著作權

というものは、條約がある限りにお

いて、日本ではその国内で保護され

てあります。著作権の性質上、一般に

そうである。そうしますと、條約の關

係がないものについても、その保護が

必要とせられるといふことが、總司令

部行政を通じて行われて来た。

それからもう一つの点は、かりに條

約關係があつて、それが保護されると

いう場合にも、その國の國內法令に従

て

うということ、ベルヌ條約の立場でもありますが、——日本の場合においては、それを三十年保護するというものがそれであり、この点に關して條約關係のあるなしにかかわらず、連合国人を含むすべての外国人の著作権を日本で保護する必要がある。それからさらに、その保護の態様として五十年間保護する必要がある、そういう建前のもとに、占領下の著作権行政というものが行われて来た。

この關係におきましては、普通には著作権占領行政というものは、原則的には日本政府を通じて行い、日本政府の立法措置あるいは行政措置を通じて行い、場合によつては連合国が直接それを執行するという建前は、降伏文書あるいは一般命令等の中にもうかがわれるわけでありまして、従つて、そういうことはできるものであります。著作権に關してそういうことをする必要があるかどうかということ、私も日本側の立場から、いろいろと疑問とされましたが、とにかく、そういう立場において、連合国司令部は、大体においてそれを直接日本の出版協會その他を通じてやつて来たわけであり、それに關して、ほかの場合と違つて、政府にこういう立法を要求するというような形は、向うの内部理由もあり、はつきりとした形では出て来ておられない。その關係は、今度平和條約ができて、平時關係になれば、特別のことがない限りは、いわゆる平時關係に復する、つまり平時關係に復するということは、著作権に關しては、條約關係があるに關する限り、日本法のもとにおいて著作権の保護が問題となるのであり、そ

れは日本の法のもとにおいて、今までの場合と違つて三十年間保護するのである、翻譯權については十年間であるというところは、これは條約上並びに日本の国内法を含めて、國際法上もそういう根拠があるわけであり、その法案で、連合国、連合国民といふふうに出て参ります場合には、この條約を見ましても、たとえば條約文にもありますように、一九四一年十二月六日に日本に存在した連合国及び連合国民の著作權といふのは——そういう言葉は、占領中、著作権に關してでありまして、著作權が、在日財産の保護、この中には、著作權も含まれるわけでありまして、それに關する指令にも、そういう言葉があります。

言葉の解釈としては、著作権に關する限り、今私が申し上げたように解するものが國際法上、條約上正しいのであるが、これは占領行政の必要に基くのであり、そのうち、そのうち、そのうち、今私が言いますような關係において、司令部の直接行政が著作権に關しては行われて来たという事実がある。しかしながら平和條約ができました今日においては、特別そういうことが命令されない限り、これは不平等關係になります、十五條の執行、従つてまたこの法案の連合国あるいは連合国民といふもの、著作権條約關係といふものを前提として考えられるわけであり、それに従つて、またその保護といふことも、当然その條約關係を前提として、日本では著作権一般については三十年、特に翻譯權については十年間といふことは、國際的に認められておりますから、そういう前提のもと

とに、たとえば「連合国及び連合国民」といふふうに出て参りますが、當然解されるという解釋の立場に従つておられるらうといふことは、これはいろいろと前提がある。條約にも一九四一年十二月六日に日本に存在した連合国及び連合国民の著作權、あるいはそのいつた條約や何か、戦争中日本によつて廢棄されたか停止されたかを問はず、とにかくそういう條約があつたといふことを前提として考えられる著作權、前提として生ずるはずであつた著作權といふようなことを言つておられます。その点から明らかであります。その關係は前提されるものと思ひます。従つて、いろいろの上から、當然とは思ひますが、この法案を考へられること、かいは、ほかにあるかと思ひますが、その点は私として占領行政が行われた際に、それが占領行政としては、降伏文書その他に基く向うの權力といふものには、一つの基礎が認められていたわけであり、著作権に關する法制一般、國際法を含み日本の國法を含んで、一般の立場から今私が申し上げたようなことが言われるのであります。それが戦後は平和條約によつてそういう形にまた復歸するわけであり、それから、その特例を認められる法律においても、特別のことがない限りは、今申しました當然の法理に従うわけであり、ですから、そういうことを前提として當然返されるわけであり、そのことを私としては特に戦時中のことと考へ合せて、念のため申し上げておきたい。

その他におきましては、大体條約にきめられたことを——問題はあるかと思ひますが、大体それを実施するといふ形においてこれを立法化されたものでござい、この法案を讀んで推察した次第でございます。

私としては、それだけのことをとてあえず申し上げて、一応終りたいと思ひます。

○竹尾委員長 次は勝本参考人にお願いたします。申し遅れましたが、勝本参考人は、元の東北帝國大学の教授でございまして、現在東北大学の名誉教授、法学博士の方であります。次に、参考人勝本正晃君。

○勝本参考人 私は一介の弁護士であります。この弁護士をここで参考人としてお呼びになつた趣旨は、國民の權利保護の立場から、この法律がどういう意義を持つておるかといふことを、特に問題にされたからだろうと思ひのであります。

私は、この法案は、三つの点において、日本に絶対に必要であり、かつそれが三つの点において、日本に非常に有利に展開しておるというところをここで申し上げたいと思ひます。

第一は、條約によりまして、戦争が始まつてから講和條約の調印までの期間を、すべての著作權について延ばすといふ書き方があります。しかし、この法案によりまして、戦争が始まつてから以後に発生した著作權については、戦争開始の時からその著作權の発生までの間は保護しない、その著作權が発生してから講和條約までの期間をつけ加えるのだといふので、これは非常に有利であります。私がGHQに、ほかの問題で行つておりましたときに、文部當局の諸君が来られましたときに、その点について折衝しておられるのを見まし

て、実に涙を流したのであります。私も大いにそういうふうなことを解決するようにしてもらいたいと言つても、なか／＼向うは聞かない。とにかくその点を、解釋の点で文部當局に発しておつた私は考へます。これは條約の文面から見ると、ちよつと條約に合わないかも知れません。しかしながら、そういうふうな解釋をするといふことは、GHQの專權でありますから、そういうふうな解釋することは、日本に非常に有利であります。

それから第二は、いろいろ問題であります。條約によりまして、講和條約が効果の発生しているときに、連合國民にあつた權利をすべて保護する、こ

ういふ條約であります。そうしますと、今度の法律では、米國の著作權が戦争中スイスに移転されたといふ場合、スイス人は連合國民ではあられませんが、この條約では保護されない。日本の法規によつては、保護されないわけであり、ところが、條約によつては、すべて條約の効力発生したときに米國民にある、あるいは連合國民にある著作權を保護する、こゝ書いてありますから、米國人が戦争中スイスの國に著作權を譲渡したといふ場合に、その著作權が保護されなければならぬことになるのであります。日本が今度の特例法だと、それはその連合國人が條約の効力発生したときに持つていなければならぬといふことが書いてありますから、そういうものは保護しないのであります。

第三には、登録の問題であります。條約によりまして、登録税なんかは徴收しないで、この期間の延長については、一切い／＼な條件にかけないで

戦時中に発生いたしましたところの著作権の保護期間の問題がございまして、これはこの法案の最も大きな有利な点であるというお話がございましたが、私たも業者といたしまして検討いたしましたのは、そういう法理論は別といたしまして、戦時中に発生をいたしました、たとえば戦争が始まつてから三年後に発生いたしましたといえますと、その三年間に對してまで遡及するということは、権利のない者に対して保護を與えるものであるという見解のもとに、これは当然その三年を削除すべきであるというのがわれ／＼の見解でございます。従つて今回の法律が出なくても、平和條約を解釈すればそういうような解釈でいいのではないかというのが、われわれの見解でございます。

ところでこの法案につきましては、平和條約の不明確な点を、できるだけ

明確にしたというのが提案の理由のようでございますが、私たちといたしまして、なおこの平和條約について、またこの法案について不明確の点のあることをこの際に申し上げたいと存じます。それはどういう点かと申し上げますと、われ／＼が實際に業務を処理して行く場合に一番困つてゐる問題であります。その点を私は特に皆さんに御説明をいたしたいと思ふのであります。その一番大きな問題は、第四條でございまして、第四條に——この法案のプリントによりますと四ページの二行目に「連合國民がその著作權を取得した日から」ということが書いてございます。これは平和條約にも示されてゐるところでございますが、われ／＼著者といたしましては、この点に非常

困る問題があるであります。一体この著作権を取得した日とは何ぞやという問題であります。御承知のように、外国の出版物をこちらになりまして、「著作権を取得した日」ということを書いてあるものは、まず見当らないだろうと思ひます。とびらの裏を見ますと「コピーライト一九四〇年」とか四五年とか書いてあるのが多く見受けられるところがありますが、これは年でございまして、せいゝありまして月でございまして、従つて「著作権を取得した日から」ということで、「日」と書いてありますところに、われ／＼業者といひましては、非常に判定に苦しむ点がございます。それは、私たちが、ものを処理するのに、非常に簡単に処理しようとする。くどい処理の仕方は、われ／＼業者としてはあまり感心いたしたことでございませんで、非常に簡単に処理することを心がけております。それはどういう方法かと申しますと、コピーライトが一九四五年と書いてございませうれば、その翌年から考へまして十年間は国内法第七條によつて保護されるわけでございませうので、十年間を加へ、そしてさらに戦時加算期間というものを加えるわけでありませう。ところが、戦時加算期間というものは、実はわれ／＼には最初に相当問題でございませう。御承知のように、十年の戦時加算期間ということだけを引抜いてみまうと、十年四箇月五十二日になるわけでございませうが、一体この十年四箇月五十二日とは何日間になるのか。日で計算するのか、どういふ処理になるであらうかということ考へたのであります。これについては、実際問題といひましては日が

二、三日違ふが、それはあまり實際的には影響がございませう。五十二日であるか、あるいは五十三日であるか、五十四日であるかというところは、特に實際問題としての影響は少いのであります。したがつて困りますのは、日本の著作権法というものは、翌年から起算をいたしておることでありませう。翌年から起算をして十年という起算の仕方をいたしておられますところへ、平和條約のこの戦時加算期間というのは、月と日できめてある点であります。これはわれ／＼業者といひましては、処理するには、非常にやつかいなことであることを申し上げたいわけでありませう。

先ほど私が申し上げました「著作権を取得した日から」という問題につきましては、今日においても、われ／＼はどういうふうなこれを判定するかに苦勞をいたしておられまして、そういう点になりますれば「コピーライト」ということが書いてございませうれば、その年によつて判定をするというよりほかには、方法がないのじやないか。かりに保護期間が切れているというものに対しては、これはいつ著作権が発生したのかというのを問ひ合せたといひますと、向うではもう二年くらい前に著作権が発生しているというふうな答えをもらひますと、かえつてやぶへびになるおそれがあることになりませうので、著作権発生の日というものを、一体どういふようにわれ／＼が処理したらいいかというところは、今日においても問題でございませう。

ところで、占領中の著作権について、特にわれ／＼として直接的な問題は翻訳権の問題であります。この取扱ひにつきましては、先ほど高野さんからもお話がございませう。その著作権者の死後五十年、アメリカにつきましては初版が出たから五十六年といふものを、強制的に保護期間としてわれ／＼に手続を要請されるわけでありませう。平和條約が発効いたしました後、その変化はわれ／＼業者にとつては非常に問題でございませう。この変化は、今日においても問題でございませう。それで國際的に信用を失墜させたくないといふことは、もとよりわれ／＼の心がけておられるところでございますが、日本の著作権の扱いについては、從來非常に外國の信用がないといひていひだろうと思ひます。一つ例をここで申し上げますと、イギリスの出版協会の代表者で、アンソウインという会社の社長でもありますスタンレー・アンソウイン——この人はサーをもらつておりますので、サー・スタンレー・アンソウインとも言つておりますが、「ザ・トルース・アバウト・パブリッシング」といふ本があります。初版は一九二六年であります。第五版は一九四七年に出ております。それから第六版が一九五〇年に出ております。その中の一節に、日本の翻訳権についての記事が各國に並べてつづと書いてございませうが、日本の翻訳権の條項につきましては、不幸にも日本においては著作権侵害が絶えず出版されている、そして翻訳権の使用に対する支拂いは十ポンドか十五ポンドをとるのがせいゝである、といふことを書いてございませう。しかし、それは一九四七年の五版までには、そういうふうな書いてございませうが、一九五〇年の第六版には、

そこが訂正してございませう。どういふふうに訂正してあるかというところ、幸いにも今日においてはそういうことがなくなつた、といふことが書いてあります。そして著作権侵害が、いわゆる海賊版でございませうが、著作権を侵害した版は絶えず出たというものが過去になつております。すなわち一九四七年版は現在でございませうが、それは過去ににおいては出た、しかし幸いにも今日においてはそういうことがない、ところがその支拂いが円に基いてやられておるので非常に困るというところを、ちやうど三行ばかりを象徴して訂正をいたしております。そこで著作権について占領政策にとられたものは、われ／＼業者にとつては非常に不幸な、また困つたことでありますけれども、外國の著作権侵害についてのケースをほとんどなくしたという点があると思ひます。そこで今後われ／＼が翻訳権を取扱う場合に、また昔のようなことになつてはたいへんであるというものが、われ／＼業者の相戒めであるところでございます。まして、平和條約発効後、著作権、翻訳権については、まだ幾つも問題を持つておりますけれども、特にそういう点では注意をしなければならぬというものが、われ／＼の志しているところでございます。

そこで私が、もう一つこの法案についてつけ加えて申し上げた点は、アメリカの問題でございませう。われ／＼としましては、イギリス、フランスのものはどうするか、アメリカのものはどうするかというものが、具体的な問題であります。アメリカのものとつきましましては、御承知のように、四月二十一日に、從來ございませうした日本の著作権の條約は、廢棄の通告を受けておりまして、おそらく三箇月ぐらゐ後には、協定ができるだらうというふうな予想をわれ／＼は持つておるのであります。それがどういふふうになるのであらうかといふことにつきましては、われ／＼は非常な関心を深めておりますけれども、アメリカは、今のこの法案の關係においてどうなるのであるかといふことを、われ／＼は特に心配をしてゐるわけでありませう。それで、勝本先生は、これはぜひ今日やらなければならぬといふふうにお話になりました。それは、法的に申しますれば、おそらくそうだらうと存じますが、われ／＼業者といひましては、アメリカとのつきりした著作権に対する協定ができたと上において、そういうものをむづくるめた法律をつくつた方が、むしろ適當ではないかといふふうに、私は考へておるわけでありませう。

いゝ／＼／＼／＼いたしましたが、一応申し上げました。

○竹尾委員長 次に、参考人東季彦君。東参考人 私は著作権協議会の法制専門委員長をいたしておるのであります。その立場から私が参考人として呼ばれたのか、あるいは私は長年著作権法を研究いたして、ただいまは大学教授と弁護士をやつておりますが、そういう立場からお呼びになつたのか、その点の御趣旨はわかりませんが、私は今日は著作権協議会を代表するといふよりも、私が一法律家として立場から、ここにこの法律案に対して意見を申し述べたいと思ひるのであります。

結論を申しますれば、私はこの法律案は成立させたくないであります。

それはどういふ点から申すかといふ事と、これは非常に中途半端な法律案であります。先ほど文部大臣の提案理由の説明書をちやうだいしまして、読んでみましたところが、この提案趣旨からいいますと、この條約を国内に実施するために特に設けた法律であるか、あるいは條約の文言について理解が不十分であるような点もあるから、この解釈上の疑義を一掃するために立案したのであるか、両方のようにあります。この條約が国内法としてただちに効力を生ずるかどうかということについては、先ほど國際法學者のお説もありましたのですが、しかし私は日本の憲法の上から申しますと、ちよつと疑問があるような気がするものであります。憲法の第九十八條に「この憲法は、國の最高法規であつて、その條規に反する法律、命令、詔勅及び國務に關するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」これは第一項であります。第二項に「日本國が締結した條約及び確立された國際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と、こゝういふふうに規定してあります。この憲法のできるに、実は案といふしましては「この憲法及び條約は」と、こゝういふふうになつておつたのであります。その「條約」という文字が衆議院でもつて削られたのであります。そのために、ここに第二項の規定が生れたのであります。そのいふ点から申しますと、なぜ削つたか。條約だけではありませんで、憲法及びそれに基く法律及び條約はあつたのであります。その二つのものを削つたのであります。この條約が削られたといふことは、非常に疑問を残したやうに思ふ。當然のことであるから削つたのであるか、あるいはさうでなく、條約は當然に法律にならないものである、国内法にはならないのだ。国内法にするためには、特に立法して國民に公布しなければならぬといふのか、ちよつとそこに疑いを存する余地がまだあると思ふのであります。そのいふ意味において、この点をこの法律案ではつきりとしておるかといふと、つまり條約は當然国内法としての効力がある、國民に対しては、特に国内法を制定公布しなくとも、條約そのものが、ただちに國民を拘束するといふ當然の立場に立ちながら、しかもなおここにその点を念のために立案したといふのであるならば、もう少し丁寧にその点を規定して、さうしてなおいろいろと疑義の点もある、實施上不都合の点もあるといふことで、もう少し詳しく、しかも疑問を一掃するような法律にして出すべきものであつたといふやうに、私は考えるのであります。さういふやうな意味において、先ほど本先生からもお話をありましたけれども、日本に特に有利な解釈をまずもつてこの法律によつて得ようといふので、ただ條約の解釈をそのままにしておいたのでは、不利なことになるおそれもあるから、今のうちに早く法律をつくつて、日本に有利にして行こうといふやうに、ちよつととれるきらいがあるものであります。

條約の解釈といふことは、一國が加つて——ここに日本は、この條約においてはむしろ、義務國であります。義務國であり、義務を履行しなければならぬ立場にあるところの日本國が、その條約を一方的に解釈するといふことは、一体どういふことであるか。もつとも、先ほど本先生の御説明で、私は初めて、なるほどさういふことを知つた次第であります。これはGHQの了解を得ておる、こゝういふことを聞いたのであります。この條約が今後條約期間において効力を生じたときには、はたしてその解釈通りに一体行くものかどうか、さういふ点について、私は今非常に不安を持つておるものであります。

一体條約の解釈あるいは契約の解釈といふものは、これはその解釈が兩当事者が一致しなければ、ほんとうの解釈といふわけには行かない。契約の場合でもさうであります。この條約の解釈について、ただ一國が——ここにアメリカといふことになると、著作權法のことにつきまじるとは、さういふ利害關係については、フランスその他の國に比べると、大分違つた立場にあると思ふのであります。さういふアメリカが主力であるところのGHQで、こゝういふ解釈がよいと言つたからといって、それがはたして妥協な解釈であるかどうかといふことは、言えないのじやないか。さういふ意味において解釈がいろいろあり得ることであるならば、これをもう少し後日に延ばして、この法律をつくつて——先ほど布川さんからも言われたけれども、著作權に關しては非常にいろいろ問題があつて、非常に業者としても困つておるという際でありますから、もう少し後日において、連合國とも十分に折衝して、こゝういふ解釈をするのが妥協だといふところまで来たところで、それをここに国内法として公布しても、必ずしもおそくはないのじやないか。こ

れをただ日本の國の利益のために、義務者として義務を履行しなければならぬ立場にあるものが、自分の義務履行上の利益になるような解釈をしていといふものではない。さういふやうなことをすれば、私は先ほど読みました憲法の第九十八條の第二項において「日本國が締結した條約及び確立された國際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」こゝういふ憲法の條文が、日本の憲法以外にこの憲法にあるか、私は憲法に於て存じません。條約を守るということ、國として當然の義務であります。しかるに、憲法にこれを規定してあるといふことは、一体何事かといふますれば、日本が從來、あるいは不戰條約であれ、あるいは九箇國條約であれ、その他國際連盟を脱退するとか、かつてなことをするといふやうなことがあつたから、こゝういふやうに、條約を守るべきであるといふことを憲法に入れられたのではないかといふふうに、私は何だか考へる次第であります。さういふ点から言ひまして、日本が一方的に——あるいは多少當事國の理解があつたかもしれませんが、自分の國になるべく有利にしよといふやうな、さういふ條約の解釈をしよといふことで、それまた日本が國際信義に反しよとしておる、かつてなことをしよとしておるといふことで、いわゆる國際信義を失ふやうなことになるのじやないか。國際信義を失ふはしきないかといふやうな心配のあるやうな法案を、それほど急いで出さなくてもいいのじやないか。もう少しこれは考へ直

して出した方がいいのじやないかといふやうに考へる次第であります。ことに、解釈の上において、國民に理解をさせる、こゝういふことを言ひましても、これは私法律學者でありますけれども、読んでみて、非常にわかりにくいのであります。いわんや著作權者であるとか、出版業者がこの法律を讀んでわかるかどうかといふことになると、私はなほ疑問を持つものであります。一條は別段問題はありませんけれども、二條から七條までの間に、各條ごとに私は疑問があると思ひます。あるいはまた間違つたやうな書き方もあると思ふ。たとえば第二條において「この法律において「連合國民」とは、左の各号に掲げるものをいふ。」といつて「もの」と書いておられます。二号には「連合國の法令に基いて設立された法人及びこれに準ずる者」とあります。この「者」は人間をさすのです。團體をさすものならば「もの」とかなで書かなければならない。この「準ずる者」といふのは何だか、法人に準ずる人間とは何だかといふやうな疑ひを、あるいはしるうとは起すかもしれない。しるうとじやない、私としては、こゝういふやうな書き方は、はなはだずさんなものだといふことを、失礼ながら申し上げるわけでありま

す。三号の「前号に掲げるものを除く外、營利を目的とする法人その他の團體で、前二号又は本号に掲げるものが」といふことになつて来ると、「本号に掲げるものが」といふことは一体何を言ふのかといふと、これは私たちが讀むと「營利を目的とする法人その他の團體」をさす、こゝういふやうにちよつととれますけれども、しるうとが読

むと何だかわからない。第四号がまた同じようなことを言つておる。こういうふうなことであります。

なおこれをいろいろと法律的に言うならば、大体ここにいろいろなものゝを「連合国民」としてあげておるが、たとえば会社法の第四百八十二條では、日本に本店を設け、または日本において營業をなすをもつて主たる目的とする会社は、外国において設立したのも、これを日本の会社として取扱うという規定してありますが、一体そういうふうな会社は、ここにいう「連合国民」になるのかどうかということも疑われる。もつとも、これは会社法上では日本会社であるけれども、この著作権のことに關する特例法では、それは連合国民だというふうなことになるのかもわかりませんが、そういうふうな点についても疑わしいのであります。

それから第二條の三項の「この法律において著作権」とは、著作権法に基く権利(同法第二十八條の三に規定する出版権を除く)の全部または一部をいう。これもまた私にはちよつとわからないのであります。この二十八條の三を除くというところが、一体どういうことであらうか。二十八條の三というものでなくて、これはむしろ出版権というものを除くという意味であるのではないかと思つてあります。二十八條の三を讀んでみても、どうも三を除く理由がわからないのであります。それから「著作権法に基く権利の全部又は一部をいう」ということであらうが、これなども、実は権利の全部または一部の譲渡ということが、著作権法に書いてはありますが、この「著

作権」というものが、著作権法に基く権利の全部または一部を著作権と見るのだというところは、わかりにくい。むしろこれは著作権そのもので、内容の非常に包括的な著作権の場合と、そうでなく、著作権の一部として何か映画化をするところの許可権であるとか、そういうものをいうのだらうと思つてあります。それならばそれで、もう少しこれを具体的に書いた方が、はつきりするのではないかというように考へるのであります。

それから第三條におきまして、第四條等におきまして、いろいろと、先ほども布川さんも言われたいわゆる「取得」ということでは、條約の方では取得ということでは、條約の取得と、これは「生ずる」ということを言つておる。生ずるというのと取得するということは、違ふのであります。取得するということは、生じて當然取得する場合もあり、生ずるでなく、すでに生じておるものを受継いで取得する場合もあるものでありますから、なぜ生ずると條約に書いてあるのを、取得するといふようなことにしたのであるか、そういう点も私にはよくわからない。それから特に先ほども布川さんの言われたように、取得する日とかなんとかいつても、實際問題として、非常に困難な問題を生ずるというおそれもあるわけでありまして。

それから、なお第六條の初めのところにも、連合国及び連合国民以外の者の著作権」と書いてありますが、第六條の内容はそうじやない、連合国及び連合国民に關することを書いてある。だから、むしろこれは、この條文の立て方からいへば、ちよつとこの見出しと

合わないことを書いてあるというふうにもとれる。それから第七條の登録税の問題であります。先ほど勝本先生が、登録税のことはこれは必要なことだといふふうな言われたのでありますが、この点は、一体條約では、そういう負担をかけるというところが、はつきりと書いてあるわけでありまして、それを、一体どういふふうな解釈したのか。もつともこの條約、すなわち平和條約第十五條の(c)項の二というのにおいて「権利者による申請を必要とすることなく、且つ、いかなる手数料の支拂又は他のいかなる手続もすることなく」と言つておる。これはただ期間の延長が當然に行われるという意味で、別に手数料なんかを拂わないでいいというように書いてあるようにとれるけれども、あるいはまた解釈上によつては、ただ期間だけが延びたからといって、第三者に對抗する要件が備わらなければ何にもならないので、第三者に對抗する要件を備へるために登録をするのであり、登録税をとるのだから、さしつかえないという御見解のようにとれたのであります。この点はあるいは第十條の(c)項の二の違反になるのじやないかという心配もあるわけでありまして。

そういうふうな点で、私といたしましては、これは実は前に占領中に起つたことでありまして、けれども、例の著作権の存続期間の五十年といふようなことを文部省の次官通達をもつて出してあります。むしろそういうふうなことが非常に重大なことであつて、一応これは法律でもつくるべきものである。今度の場合も、單なる解釈

だといふのならば、これは一応文部省の次官通達ぐらゐにしておいてよろしいのではないか。法律として、著作権に關するいろいろ煩わしい問題を解決するのだからというならば、根本的には著作権法そのものを改正しなければならぬのであります。それから、それは相当日時を要するのでありますから、さしあたりにおいて、もし法律をつくるというのであれば、またいろいろと連合国民ばかりでなく、なお外国人に關する——ドイツ人の著作権に關することもしろ／＼ありまして、そういうことからはして、もう少し徹底した法律をつくられた方がいいのではな

ないか。先ほど布川さんも言われたけれども、實際的の立場に立つても、こういう法律案を通さなくてもいいということを言つておられるくらいで、私は一学徒として、この法律案はまだどうも不完全なものであつて、もう少し練り直して出すならば別として、このまま通過させるといふことには、私として賛成いたしかねる次第でございます。

○竹尾委員長 次に参考人に対する質問を許します。浦日鉄男君。

○浦日委員 実はこの法律案は、一般の国民には直接關係がないような感じがいたしますのであります。そうして一部の出版業者だけの問題のように一応感じられますが、よく考えますと、日本が外国文化の非常な輸入国であるという面から考えまして、一般の読者にも直接大きな利害が伴つて来ることであります。しかも、日本が、講和條約発効後まだ二箇月にならない現在において、平和條約の一つの條項を解釈する國際的影響といふものも、非常にわれわ

れは重大に考えなければならぬと思うのであります。それでこの法律案の内容の具体的な面につきましては、われわれ不幸にしてしろ／＼とありますので、必ずしもわれわれの意見が正しいとは考へておりません。文部省の柴田著作權課長は、著作権について十數年研究をされて、苦勞されておるということも聞いております。そういう技術的な面については、われわれは必ずしもわれわれの意見だけが正しい。こういうふうには考へておりません。そこで、先ほど布川参考人の御意見にもありましたが、われわれは現在日本が置かれた立場と、それから、それによつて来る對外的な影響を考へまして、まずこれを考へます前提は、平和條約第十五條(c)の二項、これをわれわれはどう適切な解釈をするかということが非常に問題だと思つてあります。いわゆる正しくこれを解釈しましたら、東参考人の話にもありましたように、憲法九十八條に基いて、日本といたしましては、誠実にこの條約の内容を遵守することを必要とする、ここにわれわれは立脚して考へなければならぬと思つてあります。と申しましたら、一面また外国人の著作権並びに翻訳権を、國際信義上できるだけ保護しなければならぬという面と、それによつて来る日本國民の利益も、極度にこれは保護しなければならぬ。こういう二つの相反する條件を、どこで一致させるかということが、非常に私は問題だと思つてあります。

そこで私は、まず第一にお聞きしたいことは、この法律案は、文部省の意向によりますれば、講和條約発効の日までに成立させるべく努力をされた、

こういうことでございます。それによつて、当時まだ平和條約が効力を発生していません過程において、平和條約の實際効力を、何とか国内法によつて有利に導くために早く立法をしたかつた、こういう意見だと私は思うのであります。ところが、これは御承知のように、参議院で通過をいたしました、衆議院におきましては、われ／＼はこれは非常にむずかしい法律でありますので、大いに検討の必要を感じ、今日に至つたわけであり、その間、他にいろいろ重要法案もありまして、遅れた理由もあるわけでありまして、ただ私一言お断り申し上げておかなければなりませんことは、この法律案は、ともすれば、他の法律案について考えられるような、野党とか興党とか、あるいはその議員の所屬している職能関係とか、そうしたいわゆる利害とか、党利党略というふうなものには、全然関係のない法律案であるといふことにおいて、われ／＼はこれをあくまで国内の、いわゆる外国文化の読者の権益を極度に守りつつ、對外的にはわれ／＼の誠実な義務を果して行きたい。こういう考えで検討しておりますので、その点一応前提として御了承願ひたいと思ふのであります。

○布川参考人 たいだいまの御質問について、御答を申し上げたいと思ひますが、私たちは、先ほども申し上げましたように、平和條約を正しく解釈して、これにのつとつて、外国の著作権ないし翻訳権をやつて行けばよろしいという見解を持つておりますので、この法律が出なくても、われ／＼には別段どうということはないだらうという見解でございます。別段不便というか、問題の起るようなことはないだらうという見解を持つております。

○浦口委員 現実にはどうした不便なり、不利益は起つてはいない、こういうふうなうに解釈してよろしうございませうか。

○布川参考人 たいだいまのところは、まだ平和條約が効力したとして一箇月半しか経つておりませんので、こういうケースは、今のところ起つておりません。それよりも、戦時中に契約いたしましたものの処理や何かに非常に苦勞しておるといふのが、現状でございます。

○浦口委員 現在、そういう不便なり不利益は起つていない、それはまだいふお答えでございますが、かりにこの法律が今後半年、一年でできなかつた場合を予想いたしますと、そのときに起り得る心配があると思はれば、どういふ心配であるか。またそれは、この法律がなかつたと仮定いたしますと、どういふ方法によつてこれを解決されて行くか、その点をお尋ねいたします。

○布川参考人 たいだいまの御質問について、先ほどから東さんのお話になりましたように、平和條約とほとんど意味を同じうするものになつておりますので、この法律がなくてもさしつかえがないといふふうに、まず考えておりますので、これから半年、一年の間に特別に問題が起るだらうというふうには、考えていないわけでありませう。

○浦口委員 この法律案の立法にあつては、文部省は、占領下において立法をしたものでありますから、GHQの了解を得てやつたことである、こういうことを言われておる。参考人の勝本さんも、先ほど当時の事情をお話がございまして、日本人にいかにも有利に義務づけるかといふことに御努力をされたことは、私はそのまゝ率直に認めていいと思ふのであります。ところが、お伺ひしたいことは、そうして占領下におけるGHQの了解によつてできた法律案といふものが、当時の情勢においては、われ／＼はそうした事態を率直に認めざるを得ないのであります。その了解によつてできた法律案といふものが、講和発効後の現在において、一体どういふ効果なり、實際の意義を持つてゐるか。この点について、高野さんの御意見を伺ひたい。

○高野参考人 たいだいまの御質問については、取上げられた問題が、法案であります。ちよつと事態が違ひます。もしこれがそういう関係のものに占領中にできた法律でありますならば、それならば、講和発効後は、今度は全然日本の側において、それを存続させるなり改正させるなり、廃止するなり、これは自由ということになります。法案の段階でございまして、もしこつちがそういうのをやりたいからサツクシヨンをしてくれ、よしサツクシヨンしよう。もしくは向うが自主的にそういう法案を出せ、それではどういふ法案を出そう。いずれの了解であるにかかわらず、戦後であれば、これは講和條約で特別のことがない限り、日本は主権を回復いたしますから、そういう了解があつた法案を出す出さないといふことは、これは自由であります。つまり、出す義務はないし、また出してはならないものでもない。法案に關する限りのいろいろな了解といふものは、講和條約発効後は、そう考へてさしつかえないのだと思ひます。

○浦口委員 法的に申しまして、占領下にGHQの了解を得て立案したものであるからといふことにおいて、われ／＼は、何もこれに格別拘束をされることはない、こういうふうな解釈をしていいと思ふのであります。しかも、この著作権の問題については、日本とアメリカの間には、格別立法を必要とするという原因は、私はないと思ふのであります。先ほどどなたか参考人の御意見にもあつたやうですが、そうしたアメリカの了解のもとにつくられた法律案といふものに、われ／＼は法的にいつても、また現実にいつても、これは縛られる必要はない、こういうふうな考へていいと思ふのであります。ところで、非常に問題になつております四條の二項でございまして、これは文部省の見解によりますれば、平和條約第十五條(c)の二項の中には、具体的にこの内容は盛り込まれていないが、その意味を拡大解釈といひますか、解釈すれば、

○高野参考人 その点につきましては、條約の解釈は、條約の成立した際のいろいろな事情も参考になります。成立した條約については、結局その国の責任において解釈することが原則なのであります。ただ、その解釈が誤つて、相手側がそうじやないといふことになれば、そこで國際的な問題も生じます。條約が成立して、それをどう解釈するかといふことは、その後においては、當事国の責任においてやる。先ほど拡大解釈といふふうな申されまして、この四條の二項あるいはその前の戦時中に発生した著作権については、戦争期間であつて、その発生前の期間はこれを除く、そういう点は日本に有利な拡大解釈とも申せますが、大体こ

の平和條約十五條の解釈としては、客觀的に大体そういうことに、りくつとしてはないかと思ひます。非常にそれを拡大解釈したとか何とかいふことは、ならないのじやないか。その平和條約十五條(項)が持つ客觀的な意味のうちに於いて、こういうふうな解釈が表現されるものと、私はそう考えられます。従ひまして、こういうふうな解釈をして、この法案を一般に出すといふことが、條約のまゝに置いておくよりも、國民に、特に關係者などにより問題がわかりやすくなる。従つて、そのことによつて、條約が実施されて、もしそれに関する違反とか紛議が起れば、これは日本の條約違反の問題が生じ得る可能性が出て参ります。そういうことが幾らかでも減るのではないか。大体こういう解釈、これが十五條の規定の意味の範圍内だと思ひますけれども、そういう解釈として法案を出すといふことの意味が、その限度においては、ある、そういうふうな考へておきます。

○浦口委員 なぜそういうことを申し上げるかといふと、これは平和條約を國內立法化したものであります。要は連合國並びに連合國人の有する權利を、日本が解釈した法律案でありまして、相手のある、しかも國際間の問題でありますので、國內立法とはおのずからその性質を異にいたしました。相手は日本の解釈を認めて、初めてそこに効力が発生すると思ふのであります。もちろん、條約違反とかその他の疑義があれば、國際裁判に訴えてやればよいじやないか、こういうことを、文部省も四條二項についてよく言われるのでありますが、それは私は最

後の問題だと思ふのでありまして、實際問題といたしましては、國際裁判所に持ち出すまでに、相當の費用がいり、期間がいりといふことになりまして、少くとも立法の建前から申しまして、そうした紛争を予期して立法をするといふことは、私は立法府の責任においてこれは相當嚴重に考へなければならぬ、この思ふのであります。そこで、外務省あたりの意見を聞きまして、結論はこういうことになつてゐると私は考へておきます。岡崎外務大臣が、參議院においてこの著作權の問題について答弁をいたしておられます。見まして、最初は、外務省といたしましては、いらないと思つていたといふことを述べておられる。しかし、その解釈をはずすといふ意味で必要かといふことになつて、それじやまゝ立法してもいいか、こういうふうな結論に到達しておるのであります。そこで、外務省といたしましては、私の聞く範圍では、先ほど申し上げたやうな相手のある法律案でありますので、日本でこういう法律をつくつた、さあすぐこれによつて相手は法律に従つて実行してくれるかどうか、守つてくれるかどうかといふことは、これは非常に問題があるので、外交上のセンスからいへば、もう少し外交的な折衝を重ねて、ある程度お互いに了解ができて、歩み寄りができ、見通しがついた上で國內立法をすることが、外交上の慣例としては好ましい。しかもその間において、この法律が一日でもなければ、日本の國民あるいは出版業者その他が、非常な不利益をこうむるといふやうな現実があるならば別だが、わが國がそうした差迫つた現実もなければ、あえてそうした國際信義上の疑惑を押してまで今の時期において強行すべきかどうかといふことについて疑問があるといふやうに申しておられるのであります。その点について、國際法の高野さんは、どういふふうな考へをお持ちになつていらつしやるか、いま一応承つておきたい。

○高野參事 だいたいの点につきまして、一つ法的な問題と國際慣行といふことが、國際信義的な問題と両方あると思ひますが、まず最初に法的に申しますれば、條約が結ばれて、それは兩國間の問題についての法律關係をどうしようかといふことで、條約折衝の際に兩國代表でいろいろ練られるわけでございますが、その結果でできたものについては、今度は、それを實施に當るのには、各國政府であります。この各國政府の責任においてやるのであります。それについて、これを實施するにあつては、どういふふうな解釈をやらねばならないかといふことは、もちろん相談する必要は法的にはないと思ひますが、當然であります。それについて相談するのが必要だと考へられるのは、これは政策的な判断といふものの立場であります。

それから、非常に問題になる点があるれば、それは國際信義といふことにも触れるかと思ひますが、第一に、そういう立法について相談しなければならぬといふことが、これは占領下においてまさにそうであつたのであります。その点は、占領がやまつた今日において、今私が申しました通りの原則に立ち返つてしまふべきものと思ひます。この点について、それではまあ私が一応これを見ましたところでは、さつきもちよつと申しましたが、十五條の意味の大体客觀的な範圍内のことを明らかにしたと、私には思われまゝです。といふことは、その意味においては、相手國も、大体この線においては納得するであらう、そこで説得力があるであらうと察せられるといふやうに解したわけですが。そうして、その上においては、つまりこの法案を従来いろいろな條約について、あるいは今度の場合におきまして、平和條約、安全保障條約、行政協定その他などに關連して、國內立法を多數いたしますが、そういう立法を多數いたしますが、平和條約、安保條約、行政協定をそのまゝほつておくよりも、國民によりよく徹底し、あるいはまたそれに基づく日本政府としてなすべきことについて遺憾なく考へられれば、こゝにいつた法案を出すことの意味といふものは、從來の場合とかかわらない、その範圍において、効果があるのではなからうか、そういうふうには考へておるわけでありま

○浦口委員 次に東參事にお尋ねいたしますが、日本は、從來はいわゆるベルヌ條約のローヌ規定等を遵守してゐたと思ふのであります。ところが、御承知のように一九四八年七月十六日、ブラッセル規定によつて、いわゆる死後五十年といふことが出て来たわけでありまして、もちろん日本は、講和発効後は、再びベルヌ條約に復帰をいたしました、行く／＼はブラッセル規定を遵守すべき立場に立ち至るとわれ／＼は想像いたしております。その時期がいづになるかといふことは、これはいろいろ／＼日本の出版業者、翻訳者その他の御意見にもよるであらうと思ひますが、今後の通商條約あるいは外交交渉によると思ひますが、いづれにしろ、私はこのブラッセル規定に日本が参加しなければならぬことは、必然的な事實であらうと思ふのであります。そのなりました場合に、自然と五十年という規定に縛られるといふことになりまして、今この法律案に、一九四一年十二月七日以後講和発効までの十年四箇月五十二日と除算して計算する期間をこの法律で規定いたしました。でも、当然これは近く五十年の中に含まれてなくなつてしまふ。そういうことも考へられるのでありますが、今これを全体的に見て、この法律は急ぐ必要がないように考へられます。そういう具體的法律案をつくつてみても、近づくといふやうな考へが、その点どういふふうにお考へになりますか。

○東參事 だいたひ御質問のことではあります。實際は今のこの條約によつて期間が非常に延長されることであつて、ほんとうにいろいろ問題が起るのには、實際大分先になつて起る問題のように思われるので、さしあたり期間が問題になるといふことは、割合に少しじやないか。延長された期間の問題、すなわち著作權があるかないかといふて起る問題は、大分先に行つて起るやうに思われるわけ、そういう点について、ことにブラッセル條約にもいづれ入ると思ふのでありますが、そのうなると、非常に遠いところにある問題を残すのを、今こゝでいろいろ／＼ともう少しよく審議しておく必要があるべきであつて、今早速にこゝにこゝを法律にしておく必要があるかどうか

か。むしろそれよりも、法律をつくるならば、もう少し大きなところから、もつと根本的に著作権の法そのものについての改正をするということが必要であるのであつて、この條約の解釈そのものを、そうあつてやる必要はないといふに私は考える。ことに、この解釈については、先ほど別段條約のひつりだけでそれを解釈しても、一向さしつかえないという御議論もむろんありますから——しかし、とにもかくにも國際關係というものは信義を第一にするものでありますから、ことに先ほど憲法の規定より申しましたこと、日本という国は、大体條約違反といふようなことを賣められてゐる國である。そういう國柄があつてこの解釈法をつくらうといふようなことになつてはいかぬぢやないか。こういうような法律をつくらうとおかなくて、今後において國際折衝でもつて、およそ具体的問題で十分日本に、その不利にならぬような了解を得られるじやないかといふようにも考えられる。そういう意味において、なお急に解釈法をつくる、しかもそれが非常に安全な疑いのない解釈とも思われないうところに、ことに先ほどの御質問があつた第四條の二項は、これは條約第十五條(C)のどこに當るかといふことについて疑いを持たれるような規定でもあるので、そういうような意味におきまして、別段先に起る問題を、ことに非常に複雑な問題があるにかかわらず、非常に急速に、十分な各方面の意見をも徴することなしにかりにやつたならば、非常なこれは後日に悔いを残す

のじやないかというように考える次第であります。

○溝口委員 高野さんにも一つお尋ねいたしておきますが、業界でいわれております五十年フィクションの問題であります。これは占領下の司令部の直接行政によつて、三十年が五十年に引延ばされたという事実は、御承知と思ふのです。ただ直接行政を援護するといふことは、強化すると申しますか、そのために、文部省で次官通牒並びに局長通牒によつて、これを出版業者その他に、より明確に義務づけたといふことが、問題になつてゐるわけでありませう。もちろん文部省は、当時日本の出版業者、翻訳者等においてのいふような違反事件を、司令部から追究をされた。しかし、それについては、あくまで日本はベルヌ條約によつて義務づけられてゐる以外に制約がないのだといふことを、再三強調をしたが、やはり最後には、司令部の強い意向によつて、そういう著作権に對しての違法行為をやつてゐる業者に對して、通牒と申しますか、司令部の意向をより徹底させてくれといふことで、司令部は直接行政によつて五十年といふことを主張してゐるのだから、違反しないようにといふ意味を通達したのであつて、決してそれ以上のものではないといふことを言つてゐるわけでありませう。なお、私の質問に對しまして、當時は著作権政策といふものは、極東委員會会で決定してゐなかつた。占領期間中における外國著作権の範圍、それから保護の内容といふものは、極東委員會が政策決定をしてゐなかつたために、メモランダムとか、ディレクティブといふものが出せなかつた。すなわ

ちスキヤツピンが出せなかつたから、暫定的に司令部の一つの機關として民間情報教育局が直接行政措置をやつた、こういうことを文部省の説明員が私に答弁をしてゐるのであります。われわれの解釈では、これは當然國民の權利義務に大きな影響を及ぼすことであるといふので、申すまでもなく、行政あるいは著作権に對する特例法のような立法によつて、國民に義務づけるべきであるといふふうに考へてゐるわけでありませうが、こうした場合が占領下においてなされたことが、國際法上どういふふうな解釈されるべきものか、一応御意見を承りたいと思ひます。

○高野參事人 ただいまの点につきましては、私が實際に著作権問題に對して意見を求められましたのは、ちやうどお話のあつたような点でありませうが、あの國際法的新見方からすると、相當混亂があつたのが實情であつたと思ひます。そうしまして、著作権を含めて、連合國の財産に對して日本は管理しなればならぬといふことは、終戦直後の指令で根拠があるわけでありませうけれども、著作権に對してどういふことは特に決つてゐなかつた。今の五十年といふお話も、結局ほかの場合と違つて、明確な形では日本に來なかつた。その背景は、今言われましたように、ほかの特許權などの場合とは違つて、極東委員會でも政策決定が積極的に行われなかつた。一九四六年末の対日理事會の議題としては出ましたけれども、それがまとまるに至らなかつた。また連合國總司令部の内部においても、ほかの場合にもあることかと思ひますけれども、著作権の扱い方については、大分いろ／＼内部において

も食い違ひがあつたことは、私もその當時ある程度実験いたしました。従ひまして、その五十年といふことはどういふことかといふと、一九四六年に、總司令部のその方面の係官が、こういうふうにして扱ふといふことを、談話の形で一月に二度ほど発表しました。それで總司令部は、民間業者、直接には日本出版協會等の人と連絡をしまして、そういう扱い方を指示しておるわけですから、その扱ひ方は、向うはそれをはつきりさせることを拒む。つまりメモランダムは、もちろんそういう背景があるためか、日本政府には出させません。私もそういうところに參加しまして、そういうことをやるためには、原則に従つて日本にメモランダムを出すべきだ、どうしてもそのことが占領政策上必要なことだからやる、従つて日本政府もそれをやるといふ形でなければならぬから、メモランダムを出すべきだといふことを言ひましたが、結果として、總司令部はそれを好まない。メモランダムを出すといふことは、いかにも司令部として、それを強制したやうになる。しかも占領が終つてから、すぐくつがえされるといふ危険がかゝつて感ぜられる。本國でも、一般に権利者はそういうことを考へる。そこで、なるべくそういうことをしないので、日本が自発的にやるといふ形でやつてもらいたいといふことが、大体その當時の私の知りました總司令部の係官の意見であります。そこで結局、總司令部は民間団体に出す。民間団体に出すにも、書面は出さないで、日本出版協會などに談話の要旨を伝える。明文にしてはおりませうけれども、そういう書いたものを係官が出版協會に渡した

わけでもないやうであります。そういう線を通じて、五十年といふことが一九四六年の初めごろからだ／＼始まりまして、それが初め、アメリカだけか、それとも連合國全部か、外國全部かといふことがはつきりしませんでした。たが、一九四六年を通じて、四七年になるに従つて、その点は向うの行政としてはますます強行されて來た。そして總司令部は、直接民間側にそういう形で接觸を持つて行きました。今のやうなことを実施して参つたわけでありませう。私が承知します範圍では、そういうことを民間にやらせまして、それがどういふ行かない事實があるといふことを、とき／＼日本政府、具体的に文部省——内務省ではなくて文部省だと思ひますが、それに対する注意が喚起されたといふメモランダムは、一、二あつたやうに思ひます。

それから、私は、次官通牒とかなんとかは、よく見ておりませんが、民間業者との關係でこういうことをやつてゐるんだという趣旨のことは——こういう場合に日本は翻譯ができるとか、著作権を利用し得るとかといふことの内容の文部省の指令は、大分あとになりまして、あつたやうに思ひます。それに対して、私も考へますならば、その指令をぜひ日本の法制化せよといふ向うの意見が出れば、これはどうしてもしなければならないやうな場合、それがまたそうはつきり出ない場合には、日本側としては、それを認めるとか、法制化するとか、妥当かどうかといふ見地が可能な。つまりそれを法律にするとか、補助にすることができないといふことは申せませんが、命令があれば、しなければならぬが、それを

することが得かどうかという点においては、そういう總司令部のやり方というものは、法律との関係、さらに條約との関係というものを勘案しまして、先ほど最初に私が申しましたように、法的な問題としては軌道をはずれていない。もつぱら占領下の直接行政で、向うがそういう必要があるという形で行つて来ている。従つて、次官通譯については、内容をよく知りませんが、占領中の日本政府のやり方というものは、向うはこうやつてゐるから、それを念のために日本の関係者はみな注意してゐるという態度で、大体一貫したのではないかと思います。従つてそれを日本の国内法——それが法律であれ、政令であれ、とにかくそういうもので一応向うの法律的な主張を認めるという形は、ある意味で積極的に拒んで来たということが、その問題に關する占領下を通じての事情であつたように私は考へております。

○浦口委員 たいへん時間もおそくなりまして、参考人にも御迷惑でありますので、もう一点だけお尋ねしてやめておきます。

著作權に對する占領行政は、司令部當局の意見が非常にまち／＼であつた。時に非常に変動があつた。しかもそれを直接行政でやつたということとは、われ／＼としては納得の行かないものがあるわけです。ほんとうに正当のものであるならば、たとい反對があつても、ポ政令なり特例なり、正式のもので出すべきだ。たとい占領下でメモランダムが出て、国情にふさわしいものではないとすれば、国会において論議されて、訂正されないまでも、やはり正しいか正しくないかということ

は、天下に声明ができた。そういうことなしに、何か非常に姑息な手段でやられたことは、われ／＼としては納得が行かない。それについては、私は文部省の苦勞は察しますが、当時の文部省のやり方に対しては、やはり文部省は責任を持つべきでないか、こういう意見を私は文部省に開陳するわけであります。

ところで、立法措置によつたか、あるいはそうした間接の直接行政によつたかは別といたしまして、それによつて生じたいわゆる私契約というものは現在も残つてゐる。そしてまだそれに對して相當の負債を背負つてゐるという出版業者も聞いております。これは法制局の意見を聞きまして、その私契約そのものは、原因のいかんにかかわらず現在も効力があるということは当然であるという解釈であります。先ほど申し上げましたように、これは国民の權利義務、あるいは財産に非常に大きな影響のあることでありますので、そうした直接行政によつて生じた、現在もなお残つてゐる私契約による損害が憲法違反にならないかということが一つ、いま一つは、文部省の見解といたしましては、占領下においてポ政令あるいは特例法によつておくならば、講和後も強制力を持つてゐるので、そうした形によらないで通達というものでやつたことは、講和発効後は、それによつて生じた私契約も、文部省がバック・アップをして、極力その不当なものは解消させて行くように、出版業者を擁護するのにポ政令でやつておかなかつたことは非常に有利だ、こういうふうに解釈されております。

が、それに対しての高野さんの御意見を聞きましておきたいと思ひます。

○高野参考人 いただいたのは、私としても全然考えなかつたわけではありませんが、まだ十分お答えするだけ勉強ができていないので、自信のない点なのであります。戦時中の、直接にせよ間接にせよ向うの行いました行政の結果の効力は、戦時中に関する限り、争ひ得ないというところは、一般にも、また今度の平和條約を通じてはつきりいたしております。しかしながら、それが戦後においては、平和條約上特別の根拠がない限り、日本が存続せしめるなり、改正するなり廃するなり、これは自由であります。ただ、その当時そういう占領行政に基いて生じた私契約、たとえば五十年というものが、戦後になれば、そういう契約が成立せしめられる基礎になる法律は違つたわけでありまして、そういうものが戦後にどうされるか、当事者の間としては一応残るであらう。たとえば、義務を負うてゐる方であつて、一旦結んだ義務は、日本としては果さなければならぬというやうな特異な考え方もあるであらう。そういう人にとつては、それはやはりつばな契約履行ということになります。しかし、客觀的に見ますと、それはきわめて不公平な事態を生ずることも事実であります。ただ、そういう問題が裁判所なんかに出た場合に、日本法が認める限度以上にわたる契約が起されるのかどうか。この点私としては、遺憾ながらちよつとまだ十分自信を持つてお答えできませんので、それだけを申し上げさせていただきます。とどめたいと思ひます。

○竹尾委員長 他に御質問はありませんか。

それではこの際参考人の皆様は御礼かた／＼一言ごあいさつを申し上げます。

本日は御多忙中にもかかわらず、参事人として御出席をくださいます。委員より厚く御礼を申し上げます。今後の法案審議にあたりまして、御高見を拜聴いたしましたことは、まことに有義であつたと存じます。今後ともよろしく御協力を賜りますよう御依頼申し上げます。御礼のごあいさつをいたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後一時七分散会